

制度情報—2020年8月の法令から—
北京市大地律師事務所
(北京市大地律師事務所 日本部監修)

I. 重要な法令のポイント解説

外資安定化の取組みをいっそう適切に行うことに関する意見

(発令元) 国务院弁公庁

(法令番号) 国弁発〔2020〕28号

(公布日) 2020年8月5日

(施行日) 2020年8月5日

1. 主なポイント

- (1) 複数の方式により、対外貿易企業の資金調達に信用補完の支援を提供する。中小・零細の対外貿易企業の輸出信用貸付の提供をさらに拡大する。(第3条、第4条)
- (2) 対外経済貿易発展特別資金、サービス貿易イノベーション発展指導資金等の既存の手段を十分に活かし、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム、クロスボーダー物流発展、海外倉庫建設等を支持する。対外貿易総合サービス企業の信用形成を強化し、認証基準に適合する対外貿易総合サービス企業がより多く税関の「特定輸出者(AEO)」となるようにする。(第5条)
- (3) 繊維製品、アパレル、家具、靴、プラスチック製品、カバン類、玩具、石材、農産品、一般消費者向け電子製品等の労働集約型製品を扱う輸出企業に対し、税金・費用の引き下げ、輸出信用貸付、輸出信用保険、雇用安定、光熱・水道の利用等に関する各種優遇政策を確実に執行したうえで、さらなる支援強化を図る。(第7条)
- (4) 油脂・油脂原料、肉類、乳製品の市場参入拡大を推進し、輸入を促進する。(第10条)
- (5) 外国籍のビジネス従事者の訪中利便性を向上し、関係国と「入国手続き優先ルート」の開設について引き続き協議し、国際旅客航空便の総量を段階的に増やす。(第11条)
- (6) 重点外資企業の金融支援を強化し、外資系企業にも同等に現有の1.5兆元の再貸付・再割引の特別上限額の支援を適用し、中国輸出入銀行の5,700億元の新規貸付規模を、条件を満たす重点外資企業の支援に用いることができるとした。(第12条)
- (7) より多くの外資がハイテク産業に投じられることを奨励し、外資による研究開発センターの優遇政策の適用要件を引き下げ、国外投資者による中国での研究開発センターの設立を奨励する。(第14条、第15条)

2. 今後の留意点

新型コロナウイルスの影響下において、中国政府はビジネス環境の造営にいっそう注力し、外資系企業をより重視し、一連の優遇措置が打ち出されているため、企業は関連の動きを十分に注目するよう勧める。(全15条)

2020 年予算執行状況に関する報告

(発令元) 国務院

(公布日) 2020 年 8 月 8 日

1. 主なポイント

- (1) 1～6 月において、全国一般公共予算収入は 96,176.07 億元で同期比 10.8%の低下となった。
うち、中央一般公共予算収入は 44,347.15 億元で 14%低下した。地方一般公共予算収入は 51,828.92 億元で 7.9%低下した。全国一般公共予算支出は 116,410.88 億元で、5.8%低下した。
(第 1 条)
- (2) 1～6 月において、全国の税収は 81,990.47 億元で 11.3%低下した。うち、国内増値税が 28,769.51 億元で、同期比 19.1%の低下となった。国内消費税は 4 月においてプラス成長を実現し、貨物輸入にかかる増値税、消費税及び企業所得税による収入は 6 月においていずれもプラス成長を実現した。個人所得税は 2.5%増加し、比較不能要素を排除した成長率は約 7.3%である。(第 1 条)
- (3) 1～6 月において、全国の税外収入は 8%低下し、行政事業性費用徴収による収入は 9.7%低下し、教育費付加等の特別収入は 4%低下し、引き続き企業負担が軽減された。(第 1 条)
- (4) 1～6 月において、東部、中部、西部及び東北地方の財政収入はそれぞれ順に 6.6%、12.1%、6.5%、12%の低下となった。6 月の地方財政状況は全体に持続的に好転し、収入がプラス成長となった省市は 17 あり、5 月に比べ 6 省市増加した。1～6 月の累計では、31 省市のうち 5 省市でプラス成長が実現し、収入の下げ幅は、16 省市で 10%以内、7 省市で 10%～20%となり、3 省市で 20%を上回った。(第 1 条)
- (5) 1～6 月において、主に新型コロナウイルスや社会保険料の一時減免政策による影響のために、全国の社会保険基金の収入は 34,809.3 億元となり、15.3%低下した。全国社会保険基金の支出は 36,089.87 億元となり、6.5%増加した。6 月末時点で、基金の累計残高は 95,151.31 億元となった。(第 1 条)
- (6) 7 月 15 日時点で、全国各地における地方政府債券の新規発行額は 2.8 兆元となり、今年の新規発行債券の 59%を占めた。支出は 2.18 兆元となり、発行済み債券の 78%を占めた。(第 2 条)
- (7) 6 月末時点で、各級の財政により 1,756 億元の新型コロナウイルス防疫資金が使用された。1～6 月の生態環境保護支出は 658 億元であった。1～6 月に給付された雇用安定還付金は 636 億元であった。(第 2 条)

2. 今後の留意点

この報告によると、中国政府は加工貿易企業に対する国内販売税の猶予利息徴収を一時的に免除し、国内販売の選択性関税徴収政策の試験運用範囲を全ての総合保税区にまで拡大したほか、輸出税還付政策の整備も行われた。関連する企業では政策の動きに十分注意し、各種の優遇政策を有効に活用されたい。(全 3 条)

『民間貸借案件の審理における法律適用にかかる若干の問題に関する規定』

の修正に関する決定

(発令元) 最高人民法院

(法令番号) 法釈〔2020〕6号

(公布日) 2020年8月19日

(施行日) 2020年8月20日

1. 主なポイント

- (1) 法人間や、非法人組織間、及びそれらの相互間において、生産、経営の必要により民間貸借契約を締結したものは、一般的な状況において有効な貸借契約とすることを明確に規定した。
(第7条)
- (2) 法人又は非法人組織がその企業・組織の内部で借入の形式により従業員から資金を集め、その企業・組織の生産、経営に用いるものは、一般的な状況において有効な貸借契約とすることを明確に規定した。(第8条)
- (3) 貸借契約を無効と認定する事由として、「法通りに貸出資格を取得していない貸主が、営利目的により社会の不特定の対象に貸付を提供する場合」を加えた。(第10条)
- (4) 従前「金融機関から信用貸付資金を不正に取得して高利率で借主に転貸したうえ、事前に借主が知っているか知るべきであった場合」と規定されていた契約無効の事由を修正し、「金融機関から不正に貸付を取得して転貸した場合」とした。(第10条)
- (5) 会社の法定代表者が個人名義で貸主と民間貸借契約を締結し、借入れた資金をその会社の生産経営に用いた場合、会社と法定代表者がともに責任を負担することを明確に規定した。
(第17条)
- (6) 中国人民銀行が全国銀行間コール取引センターに権限を付与して毎月20日に公布している1年物LPR(貸出基礎金利)の4倍を年利率の上限とし、これを従前の「24%及び36%」とされていた規定に代替することで、民間貸付利率に対する司法保護の上限を大幅に引き下げた。
2020年7月20日に公布されたLPR3.85%の4倍として計算した場合、民間貸付利率の司法保護上限は15.4%となり、従前における24%及び36%に比べて大幅な低下となる。
(第20条、第22条)

2. 今後の留意点

民間貸借は、国の正規金融機関が提供する資金流通に対する有益な補助として、規範化とともに保護される必要がある。2021年1月1日から施行される『民法典』第680条でも明確に「高利貸しを禁じ、貸付利率は国の関連規定に違反してはならない」ことが規定されている。今回の改訂も、最高人民法院による『民法典』の執行を徹底し、民間貸借を規範化し、平穏で健全な発展を促進するための行動の一環である。関連の資金ニーズがある企業、もしくは貸付業務を取り扱う企業は、当該決定に基づき、速やかに改善と是正を行うよう勧める。(全26条)

企業設立に関するサービスのさらなる最適化に関する通知

(発令元) 市場監督管理総局、国家発展改革委員会、公安部、人力
資源社会保障部、住宅都市・農村建設部、税務総局

(法令番号) 国市監注〔2020〕129号

(公布日) 2020年8月4日

(施行日) 2020年8月4日

1. 主なポイント

- (1) 2020年末までに、企業設立にかかる手続きがワンストップで行えるオンラインプラットフォームを全国に開通させる。(第1条)
- (2) オンラインプラットフォームを利用して、企業登記、社印作製、発票の申請・受領、従業員の保険加入、住宅積立金の積立登記が、オンラインで1つのフォームに記入することでまとめて申請できるようにする。(第1条)
- (3) 2020年末までに、企業設立手続きの所要時間を4業務日以内にまで短縮する。(第2条)
- (4) 電子営業許可証、電子発票、電子印鑑の応用を普及・推進する。引き続き増値税電子普通発票の普及と、増値税専用発票の電子化を積極的に進める。(第3条)

2. 今後の留意点

近年、中国政府により行政の簡素化・権限委譲が進められ、ビジネス環境を改善する措置が打ち出されているのに伴い、企業設立の手続きはますます簡素化され、コストも軽減されつつある。ただし、各種許可証、発票の電子化応用にあたっては、相応のリスクコントロールにも注意を払う必要がある。(全3条)

**『首都機能の中核エリアの制限性詳細計画（街区レベル）（2018年～2035年）』
に対する認可回答**

(発令元) 中国共産党中央委員会、国務院

(法令番号) 環弁執法函〔2020〕357号

(公布日) 2020年8月21日

(施行日) 2020年8月21日

1. 主なポイント

- (1) 中核エリアは全国の政治、文化の中心であり、国際交流の中心の中でも中核をなす部分を担い、歴史・文化都市保護の重点地域であることを指摘した。(第2条)
- (2) 政治の中心としてのサービス保障を際立たせるよう要求した。非首都機能の分散、党・政府機関の業務配置の最適化を勘案し、中南海及び周辺、天安門—長安街等の重点地区の総合的な整備・管理を徹底する。金融街等既存の機能や王府井、西単等の従来からの商業エリアは、北京市

の全体計画による位置付けに合致することを前提として最適化、質の向上を図る。「2 軸、1 市、1 環」からなる都市空間構造とともに、旧市街の全体的な保護を強化する。

(第3条、第4条、第5条、第6条)

- (3) 中核エリアの安全を維持する。全体的な国家安全観を正しく履行し、平時・非常時の対応を組み合わせ、堅固な国家安全の防壁を築く。空襲、災害、事故、テロ等を防止するうえでのニーズから、重要対象の総合防護能力の構築を特に重視する。建築の高度制限を厳格に管理し、安全に関する管理と保障を強化し、統一指揮、統一管理、統一協調による安全保障体系を確立し、党・政府機関及び中央政府行政サービス活動の絶対的な安全を確保する。(第10条)

2. 今後の留意点

「認可回答」では、計画の厳格性及び権威性を断固として維持しなければならず、いかなる機関や個人も随意に変更することはできないことを強調しており、関連区域で活動する企業には、後続の実施の動きに十分注目し、経営戦略を随時調整していくことを勧める。(全4条)

II. 法令運用上のケーススタディ解説

1. 事件の概要

伍氏は2013年5月に銀行業界のA社に入社し、労働契約の中で、労働契約が終了する前か、労働契約の解除を申し出る際には「機密隔離期間」の管理を受け、6ヶ月前までに書面で会社に離職の意思を通知すべきことが約定されていた。伍氏は2017年8月29日に退職を申し出、最終勤務日は2017年9月28日となった。会社は2018年1月5日に労働関係解除の手続きを行い、社会保険料は2017年12月まで納付された。伍氏は会社が速やかに自分との労働関係解除手続きを行わなかったとして、損失77,000元の賠償を要求した。

2. 紛争の焦点

会社が伍氏と取り決めた、離職について6ヶ月前までに会社に通知しなければならないという約定は有効か。

3. 弁護士の分析

『労働契約法』第37条により、従業員は30日前までに書面で会社に通知すれば労働契約を解除できると規定されているが、営業秘密の保護に関わる職位の従業員については、『企業従業員の流動にかかる若干の問題に関する労働部の通知』第2条により、会社は従業員と労働契約の中で、労働契約の終了後もしくは従業員が労働契約の解除を申し立てた後一定期間内（6ヶ月を超えない）において、その業務内容を調整し、労働契約中の関連する内容を変更できることが規定されている。このため、労働契約中に当該約定がある場合には、従業員の離職時期に当該約定による制限を受けることになる。

このケースにおいて、伍氏は離職する6ヶ月前までに会社への通知を行うべきである。伍氏が2017年8月29日に退職願を提出してから、会社が2018年1月5日に労働関係の解除手続きを行うまでの期間は4ヶ月7日で、労働契約に約定していた6ヶ月を超えてはいないことから、会社には労働関係の解除手続きを遅延させたという問題は存在せず、これによる賠償金を伍氏に支払う必要はない。

4. 司法判断

本件は労働仲裁を経た後、裁判の一審判決において、会社は労働関係の解除手続きを遅延させてはいないとして、伍氏の請求が棄却された。

5. 留意点

営業秘密に関わる職務に就いていた従業員が離職する際の会社側の対処として、現在の司法実践においては、秘密保持協議及び/又は競業制限協議を締結することで従業員の管理が行われることが多い。この方式のほかには、本ケースのように、使用者は労働契約中に機密隔離期間について明確に約定しておくことができる。すなわち、従業員の職務が営業秘密に関わる場合、労働関係の解除又は終了に際し、従業員は6ヶ月前までに会社に通知しなければならず、その際使用者は従業員

の業務を調整することができ、調整後の業務内容に応じた賃金報酬を確定できるという内容を、労働契約を締結する時点で明確に約定しておくことが可能である。

どのような方式により業務内容や賃金の調整を行うとしても、極めて紛争が起き易い分野であることに変わりはないため、専門の弁護士のサポートのもと、法律・法規を遵守して実行し、労働紛争や法的リスクを回避することが望ましい。